

障害のある人もない人も共に  
学び共に生きる社会を目指す  
小金井市条例（案）について

小金井市地域自立支援協議会  
小金井市福祉保健部自立生活支援課

# 1 今までの経過等について

- 小金井市の障害者差別解消条例は「市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、小金井市自立支援協議会において制定の発議がされ、意見交換会やシンポジウムを行いながら、この2年以上の間、協議されてきました。
- 今般、本条例（案）をお示しすることとなり、現在、パブリックコメントの実施に合わせて本条例の説明会を開催させていただくこととなりました。
- 条例制定後は市として、まずはできるところから施策を実現していくなど、実効性のあるものにしていきたいと思います。

※法律の表記方式に合わせ、「しょうがい」の漢字については「障害」とさせていただいています。ご了承ください。

## 2 ご意見のいただき方について

- 質疑応答時間にいただきました質問等も、パブリックコメントとして採用いたしたいところですが、パブリックコメント制度においては、氏名や住所、年代など、個人情報を明記する必要があり、また、口頭での質問による聞き間違い等を避けるためにも、文章の形でご提出いただきたく思います。
- パブリックコメントの文章等による提出が難しい場合には、本日の説明会終了後にお申し出いただければ、代筆をさせていただきます。

# 3 条文の内容について

## 前文(1)

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

## 前文(2)

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

## 目的

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 定義(1)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## 定義(2)

- (3) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (4) 差別 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。
- (5) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、無作為等の行為をすることをいう。
- (6) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

## 基本理念

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

## 市の責務・市民等の責務

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

## 差別の禁止等・虐待の禁止

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

## 合理的な配慮(1)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るに当たり、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。

## 合理的な配慮(2)

- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

## 相互理解の促進

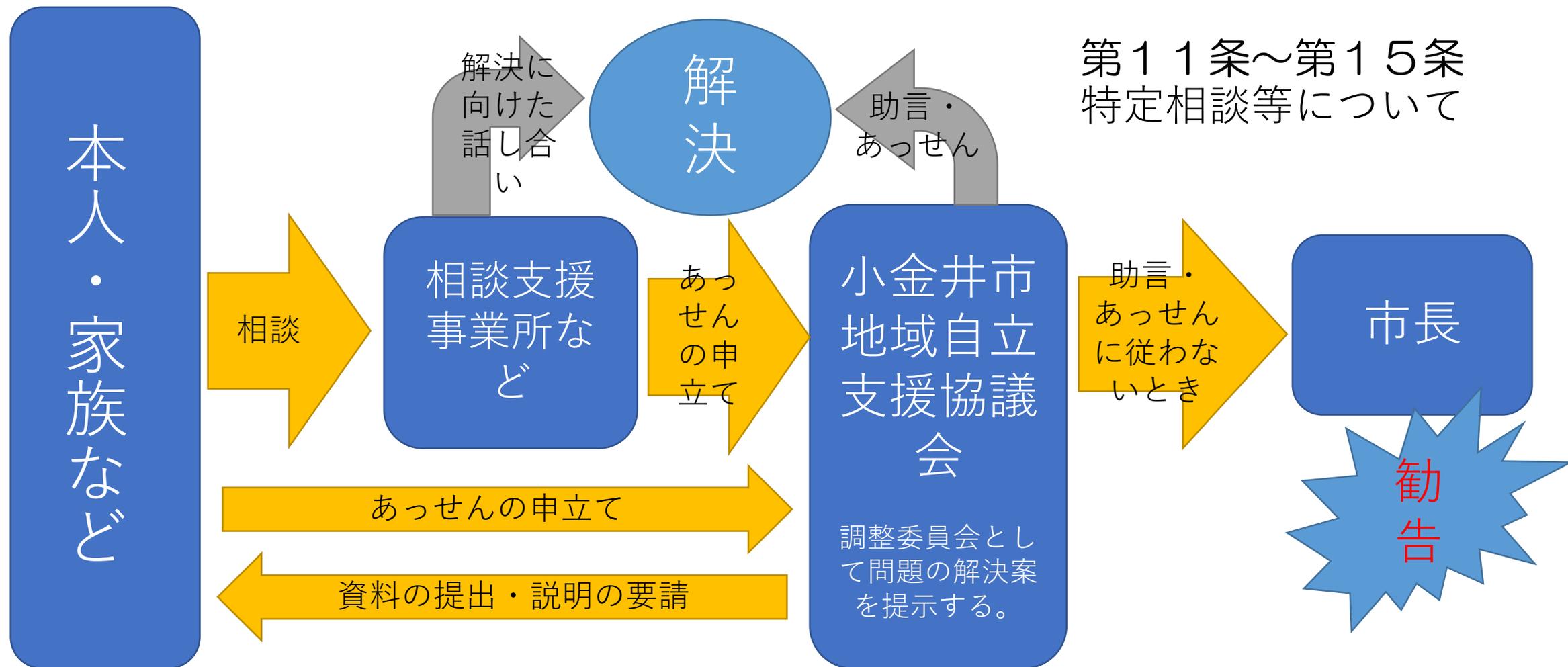
第9条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

## 教育

第10条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする。

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

# 差別に該当すると思われる事案があった時の救済措置など



## 委任・付則（施行期日・検討）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

## 4 制定に向けて

市としては、小金井市の障害者差別解消条例の制定を待ち望んでいる皆さんに対して、一刻も早く制定できるよう、平成30年4月1日からの施行を目指し、鋭意努力させていただいているところです。

制定後については、障害者差別解消条例の周知が進むよう、努力してまいります。

また、制定した後には3年を目途として、施行の状況や社会情勢の推移等を勘案しつつ、検討や必要な措置を講ずることができるよう、自立支援協議会の委員の皆様とともに、協議を行っていきたいと考えています。

ご清聴  
ありがとうございました。

小金井市地域自立支援協議会  
小金井市福祉保健部自立生活支援課